

日時・場所	平成29年8月14日(月) 8時45分～ 庁議室
出席者	山仲市長、西村教育長、大藤議会事務局長、寺田政策調整部長、上田総務部長、田中市民部長、瀬川健康福祉部長、辻村健康福祉部政策監、小山都市建設部長、遠藤環境経済部長、竹中教育部長、川端会計管理者、北脇広報秘書課長、事務局(企画調整課)

1. 市長指示事項

- 先週、総合教育会議を開催し、特別支援教育について情報を共有化し、議論した。実情として、発達障がい者の比率は学校・園では約2割と高くなってきており、現場では様々な課題解決に取り組んでもらっているが、マンパワーが手薄になっており、本当に深刻な状況である。本市では加配や支援の先生を可能な限り多く配置しているが、これは本来、国や県が対応すべき対策である。特別支援教育については、人権問題にも配慮し、適正に情報を提供し共有しなければならず、いかにして保護者や市民に理解を求めるかが課題である。特に、出生段階から就学前、就学时、成人になってからの対応という連続性、マンパワー、財源等が大きな課題であり、約2割の対象者がいるということを前提に行政サービスを提供していかなければならない。
また、本市の高齢化率は全国よりは低いが25%を超え、こちらも様々な課題がある。
このように、子ども、高齢者、さらには生活困窮者等への支援を含め、従来、市役所の仕事ではなかった分野にも取り組んでいくことを十分に理解しておかないと体制に歪みが出たり、マンパワーに不足がでる。時代や社会の変化に応じて、固定観念にしばられずに、市役所の仕事が変わりつつあるということを理解しておくこと。
- 先般、新聞折込に、県内の他市にある医療福祉法人の理事長でかつ県議会議員のインタビューが掲載されていた。内容を端的に言うと、野洲市民病院は成立しないと断言しておられた。6月末の県議会の一般質問でも同趣旨のことを知事に質問して同様の意見を言うておられた。現野洲病院がうまくいかなかったのは、裏に旧町や市が存在しているので、財政が厳しくなったら旧町や市が金を出すといった、いわゆる親方日の丸の意識があったとのことであるが、これは誤った認識である。入口論から間違っている。民間病院なので医療スタッフは裏に旧町や市が存在しているという認識はなく、むしろ問題は経営の方で、旧の首長や議員が理事となって経営に関わっていたという問題の方が大きい。

2. 報告事項

① 平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

[所管: 政策調整部]

地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、平成28年度健全化判断比率及び資金不足比率を報告する。実質赤字比率と連結実質赤字比率は例年どおり黒字決算となっており、公営企業会計における資金不足比率についてはいずれの会計も不足を生じていないため、「-」で表示している。実質公債費比率は13.6%、将来負担比率は106.8%である。何れの指標についても判断比率の基準となっている数値からは大きく下回っている。なお、将来負担比率については、国道8号バイパス整備に伴い県土地開発公社が行う工業団地造成事業に対する債務負担、同公社の銀行借入に対する債務保証等により、負担見込み額が大きく上昇したこと、さらには、団地の処分に伴う財産収入については本比率の算定式上は歳入に組み込めないこととなっており、大幅に上昇した。本件は今後8月度全員協議会へ報告した後、監査委員の審査を経て意見を付されたものが8月市議会定例会で報告される。
→将来負担比率の大幅な上昇は、国道8号バイパス整備に関する工業団地造成事業によるものであり、この原因を丁寧に説明すること。
→設立法人等の負債額等負担見込額に、野洲病院と特に野洲慈恵会に関する多額の負担額が計上されていることについて、十分に認識しておくこと。

② 平成28年度税等の収納状況について

[所管: 政策調整部]

例年のおり、市税の収納状況と使用料等の税外収入の収納状況について報告するものである。市税については、収納率が昨年度より微減の97.23%となっており、調定額で比較すると約14億円の減少となっている。これは法人市民税が大きく落ち込んだことによるものである。また税外収入については、保育所保育料と学童保育所保育料は受入人数の増加に伴い伸びている。後期高齢者医療保険料と介護保険料は負担割合が上昇したため伸びている。
→給食費の過年度分の収納率が悪化しているため、滞納整理体制の検討状況についてしっかりと進行管理をすること。

③ 平成29年度障がい者就労体験事業の実施について

[所管： 健康福祉部]

障がいのある人の就労意欲を高め、自立と社会参加の促進を図るとともに、市職員の障がいのある人への理解を深めるため、市役所等の施設において就労体験事業を実施する。平成22年から実施しており、本年度で8年目となる。平成29年9月下旬から12月下旬の期間内に12コース、延べ19日間で実施する。受入予定人員は17人で、利用対象者は、市内の障がい者就労関係事業所の利用登録者及び市内に所在する特別支援学校の生徒等である。

④ 重症心身障害者通所施設設置・運営事業者の公募結果及び再公募について

[所管： 健康福祉部]

湖南圏域4市（草津市、守山市、栗東市及び野洲市）で、草津市内において整備を進めている重症心身障害者通所施設（生活介護施設）については、平成29年4月10日～7月14日にかけて設置・運営事業者を募集したが、期限内に応募がなかったため、再度公募による設置・運営事業者を募集する。公募期間は平成29年9月8日から12月8日までである。

なお、本事業は国庫補助金の採択を受ける必要があり、国・県との協議スケジュールと整合を図るため、開所時期を平成31年4月から平成32年4月へ変更し、1年遅れの開所となる。これに伴い、平成31年度の圏域における生活介護利用予定者が施設定員を上回る見込みであるが、既存施設で対応いただけるよう事業所と協議する。

→合意形成や意思決定の仕組みの構築とその過程の透明化を図る必要がある。

⑤ 笠作踏切の閉鎖について

[所管： 都市建設部]

平成3年3月30日付けの東海道本線野洲・守山間484K420M付近野洲こ道橋新設工事（現市道市三宅妙光寺線）に係る踏切除却についての確約書に基づき、西日本旅客鉄道㈱が笠作踏切を閉鎖されるので報告する。危険な踏切であることから、閉鎖について地元自治会の理解も得られており、平成29年10月20日（金）深夜に閉鎖予定である。閉鎖に係る作業は同日午後11時～翌21日（土）午前6時の間で行われる。

→市の費用負担は発生するのか。

→発生しない。

⑥ 野洲市の空家等対策事業について

[所管： 都市建設部]

地域住民の生命・身体・財産の保護や生活環境の保全上問題がある空家に対する対策と空家の有効活用を行うことを目的に、平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下「特措法」という。）が施行された。

本市においては、平成25年4月から野洲市空き家の適正管理に関する条例を施行し、平成28年度末までの間に26件の空き家管理不全情報が寄せられ、関係機関と連携しつつ、市内の空家の適正管理の指導に努めてきたが、前述の空家のうち特に老朽化が著しく、周辺住民の生命や財産に危害を加えるおそれがある物件があり、地域住民から所有者等による対応はもちろんのこと、行政に対しても対策を求められている。

今後は、特措法の趣旨から空家等の所有者等に第一義的に適正管理の責務があることに留意しつつ、地域住民の生活環境に著しく深刻な影響を及ぼすおそれのある物件等については、市民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために必要な措置を講じていく。また、第2次野洲市住生活基本計画と整合を図りつつ、平成29年度に野洲市空家等対策計画、野洲市特定空家等判定基準を策定する予定である。

なお、8月2日に第1回野洲市空家等対策協議会を開催し、今年度の事業の進め方等について議論をしていただいた。

→空家の有効活用について、現時点での方針は。

→方向性について対策計画の中で定める予定である。

→判定基準は第1回協議会で議論が済んでいるので、公表に向けた手続きを進めること。

⑦ 野洲市余熱利用施設整備運営事業 実施方針について

[所管： 環境経済部]

本市が現在検討を進めている（仮称）野洲市余熱利用施設の整備、運営に関する実施方針を策定したので報告する。本事業は、野洲市余熱利用施設を整備するため、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」を適用することにより効率的かつ効果的な事業実施を図ることを目指し、「野洲市余熱利用施設整備基本計画」（平成29年3月策定）を踏まえた整備内容とするものである。

事業の対象となる公共施設等の種類は、必須施設として、温水プール、温浴施設、特産物販売施設、設置を義務付けない提案施設（必須施設との連携・相乗効果が見込める施設）としている。温水プールは25mプール、子ども用プール等で、基本計画では6コース以上としていたが、すいむ8を引き継ぐこと、他市との差別化の観点から、8コース以上に変更している。事業期間は契約締結日から平成54年3月末日で、運営開始日は平成32年4月中としている。

⑧ 全員協議会への報告事項について

[所管： 総務部]

報告事項8件、会議結果報告事項4件、連絡事項2件を8月度全員協議会に報告する。追加等がある場合は連絡願う。

→「財産の取得について（消防ポンプ自動車）」を追加する予定である。

3. 協議事項

① 野洲市体育センターの閉館について

[所管： 教育委員会]

野洲市体育センターは、昭和61年4月に野洲勤労者体育センターとして設置したものを、市制施行後、社会体育施設として活用している。本施設は、野洲市公共施設等総合管理計画による見直し施設の対象となっていること、経年により老朽化していること及び市内のスポーツ拠点を充実させることから、野洲クリーンセンター余熱利用施設の整備を契機に、平成31年3月をもって閉館しようとするものである。

本施設閉館後、余熱利用施設の整備に伴い建物は解体され、跡地は「元気と健康を創出する持続可能な活性化拠点」となり市民の健康増進という方針を堅持する。

→本年1月度全員協議会において、体育センターの跡地に余熱利用施設を整備する基本計画

(素案)を示し、その後パブリックコメントも実施するなど、情報提供をしており、それらの経緯についても明記すること。

→体育センターは実質的に旧クリーンセンター整備に伴う地域振興策として整備した旨、明記すること。

→恒常的な利用者へは、全員協議会での報告に併せて丁寧に情報提供を行うこと。

4. その他伝達事項

- ・ なし

5. 次回部長会議の予定

8月21日(月) 8時45分～ 庁議室